

外国送金における個人情報の移転先の外国法制度等について

☆ 個人情報保護法におけるお客さまへの情報提供に関するご説明について

2022年4月1日施行の改正個人情報保護法の規定により、お客さまからご依頼を受けた外国送金のお取扱いに当たっては、事業者は、次の(1)~(3)の情報を電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他適切な方法によりご本人に提供しなければならないこととされました。

- (1) 外国の名称 (送金先の外国銀行等が所在する国名)
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報(送金先の外国銀行等における個人情報保護措置に関する情報)
- (3) 第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報 (送金先の外国銀行等における個人情報保護措置に関する情報)

ただし、上記(1)の外国銀行等が所在する国名が特定できない場合は、次の情報を提供しなければならないとされています。

- ① 「外国の名称」が特定できない旨およびその理由
- ② 「外国の名称」に代わる本人に参考となるべき情報がある場合は、当該情報

また、上記(3)の情報を提供できない場合は、その旨およびその理由について提供しなければならないとされています。

☆ 外国送金に当たってのお願い

銀行は、可能な限り経由銀行や経由国が少ないかたちで、最終受取銀行に送金できるよう努めていますが、国際決済のために外国銀行等と締結している契約(コルレス契約)上の制約や経由銀行の判断が尊重されることなどの理由から、外国送金依頼を受け付けた時点においては、経由銀行の有無や経由銀行名およびその所在地を把握することができず、「外国の名称」を特定できません。

加えて、送金可能な国・銀行の数が非常に多いことから、経由銀行および最終受取銀行の所在する外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報や当該外国銀行等の個人情報の保護のために講じる措置についても、情報提供できない場合があります。

以上の内容にご留意いただき、外国送金をご依頼される場合は、諸外国の個人情報保護制度等を、全国銀行協会のウェブサイトでご確認くださいようお願いいたします。

なお、国の行政機関である「個人情報保護委員会」のウェブサイトにおいても、外国の個人情報保護制度を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

一般社団法人全国銀行協会ウェブサイト

<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/>

個人情報保護委員会ウェブサイト

【外国における個人情報の保護に関する制度等の調査ウェブサイトページ URL】

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

外国送金における個人情報の移転先の外国法制度等についてのご案内

1 外国送金の仕組みについて

外国送金とは、日本の銀行から外国の銀行口座に資金を送金することをいい、通常、外国送金は、銀行間の国際的金融取引ネットワーク「SWIFT」(スイフト:Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication SC、本拠:ベルギー)を利用して処理されます。

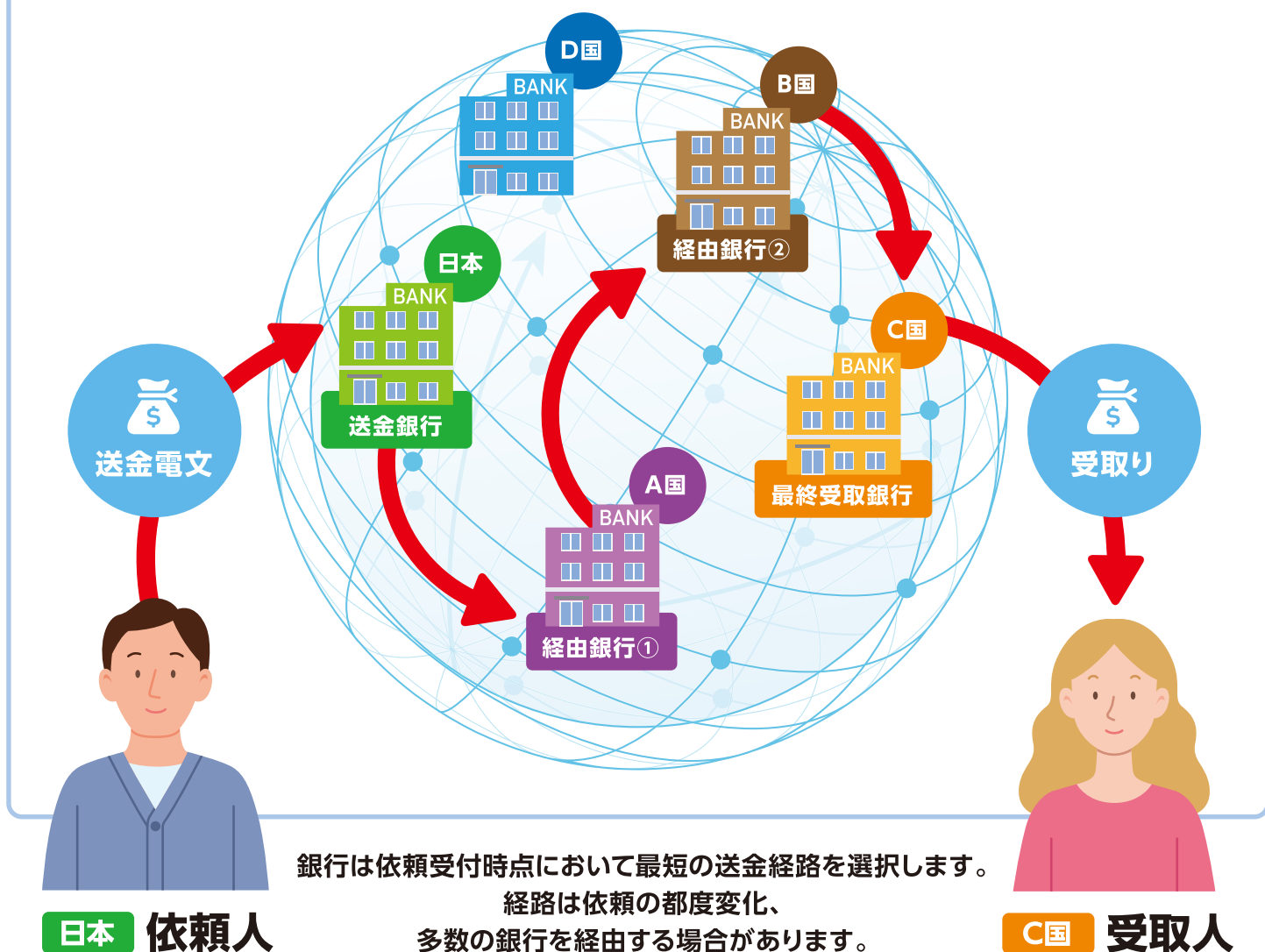
なお、スイフトには、200以上の国・地域で1万1,000社以上の銀行、証券会社等が参加しています。このため、理論的には、全世界の国・地域に外国送金が可能ですが、外国為替および外国貿易法や米国OFAC規制等の法令により外国送金ができない国・地域や、外国送金に当たって送金先の詳細や送金の資金源に関する資料のご提出が必要となる国・地域があります。詳細はお取引金融機関にご照会ください。

外国送金の仕組みは次のイメージ図のとおりです。送金する通貨や送金方法によっては、日本の銀行から送金先の外国銀行(最終受取銀行)に直接送金することができず、別の銀行(経由銀行)を介して、最終受取銀行に送金される可能性があります。この経由銀行は複数の国にわたる場合があります。

■外国送金の仕組みのイメージ

国際的な送金ネットワーク

200以上の国・地域の約**11,000**社が参加しています。



2 外国銀行およびスイフト等に提供される情報について

外国送金においては、外国銀行（最終受取銀行および経由銀行）ならびにスイフト等に「外国送金依頼書」等に記入した「ご依頼人名・住所」や「お受取人名・住所」、「お受取人の取引銀行名・支店」、「お受取人の口座番号」等が提供されます。

これらの情報は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策等を目的として個人情報保護法、犯罪収益移転防止法、外国為替および外国貿易法等の法令あるいは同様の趣旨の関係各国の法令の規定をもとに、各銀行が適切な管理を行ったうえで、所定の手続きに従って外国銀行等に提供されております。

3 個人情報保護法におけるお客さまへの情報提供に関するご説明について

2022年4月1日施行の改正個人情報保護法の規定により、お客さまからご依頼を受けた外国送金のお取扱いに当たっては、事業者は、次の（１）～（３）の情報を電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他適切な方法によりご本人に提供しなければならないこととされました。

（１）外国の名称（送金先の外国銀行等が所在する国名）

（２）適切かつ合理的な方法により得られた外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

（送金先の外国銀行等が所在する外国の個人情報保護制度に関する情報）

（３）第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

（送金先の外国銀行等における個人情報保護措置に関する情報）

ただし、上記（１）の外国銀行等が所在する国名が特定できない場合は、次の情報を提供しなければならないとされています（例えば、外国送金については、ご依頼を受け付けた時点では、経由銀行の有無や経由銀行名およびその所在地を把握することができず、当該経由銀行が所在する外国を特定することができません）。

①「外国の名称」が特定できない旨およびその理由

②「外国の名称」に代わる本人に参考となるべき情報がある場合は、当該情報

また、上記（３）の情報を提供できない場合は、その旨およびその理由について提供しなければならないとされています。

なお、上記（２）や（３）に関して、送金先の外国銀行等は、理論上、スイフトに参加している世界200以上の国・地域に所在する1万社近い銀行等が対象となる可能性があります。このため、日本の銀行がこれらすべての外国の個人情報保護制度や外国銀行等が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を収集し、お客さまに提供することは、非常に困難と考えられます。

4 外国送金に当たってのお願い

銀行は、可能な限り経由銀行や経由国が少ないかたちで、最終受取銀行に送金できるよう努めていますが、国際決済のために外国銀行等と締結している契約（コルレス契約）上の制約や経由銀行の判断が尊重されることなどの理由から、外国送金依頼を受け付けた時点においては、経由銀行の有無や経由銀行名およびその所在地を把握することができず、「外国の名称」を特定できません。

加えて、送金可能な国・銀行の数が非常に多いことから、経由銀行および最終受取銀行の所在する外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報や当該外国銀行等の個人情報の保護のために講じる措置についても、お取引金融機関が情報提供できない場合があります。

以上の内容にご留意いただき、外国送金をご依頼される場合は、諸外国の個人情報保護制度等を、事前にお取引金融機関のウェブサイトおよび全国銀行協会のウェブサイトでご確認くださいようお願いいたします。

なお、国の行政機関である「個人情報保護委員会」のウェブサイトにおいても、外国の個人情報保護制度を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

*全国銀行協会ウェブサイト (<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/>)

*個人情報保護委員会ウェブサイト (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>)